



北海道感染症予防計画（第6版） の策定について

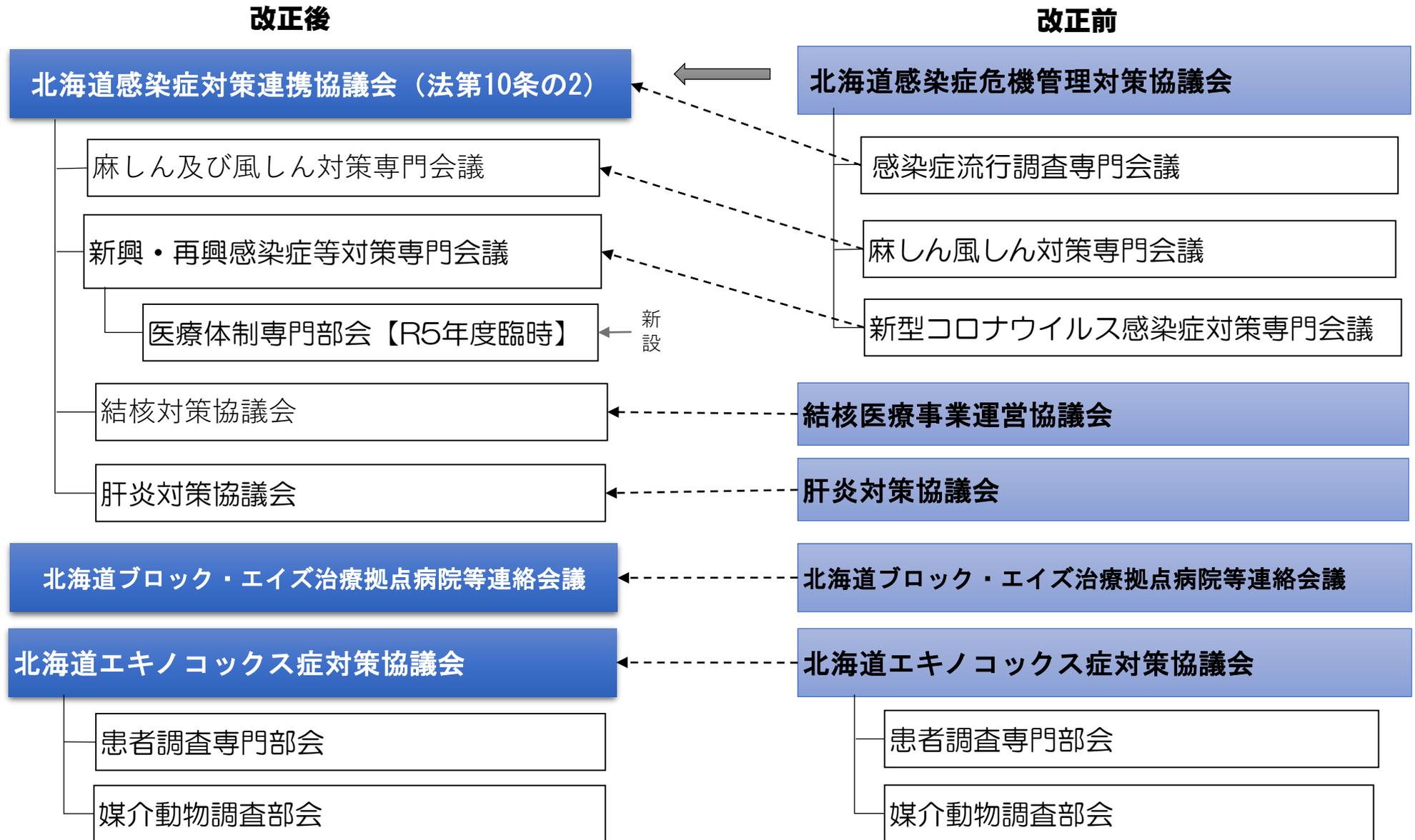
保健福祉部 感染症対策局 感染症対策課

北海道感染症予防計画（第6版） の策定について

- 新型コロナ対応に際し、**平時からの感染症危機管理の重要性**が浮き彫りとなったことを踏まえ、令和4年12月に成立した改正感染症法により、次なる感染症危機に備えるため、道が**平時**に定める予防計画について、①保健・医療提供体制に関する**記載事項を充実**するとともに、②感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制（病床・外来・医療人材・後方支援・検査能力等）の確保について**数値目標**を定めることとし、③保健所設置市は道の計画を踏まえ**新たに**平時に予防計画を策定することとされた（令和6年4月1日施行）。
- 改正感染症法及び医療法の令和6年4月施行に向けて、**令和5年度中**に道で予防計画及び医療計画を策定する必要がある。

感染症法 (令和6年4月1日施行)	条文
10条1項	都道府県は、基本指針に即して、感染症の予防のための施策の実施に関する計画（予防計画）を 定めなければならない 。
10条8項	都道府県は、予防計画を定め、又はこれを変更するに当たっては、医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画及び新型インフルエンザ等対策特別措置法第七条第一項に規定する都道府県行動計画との 整合性の確保を図らなければならない 。
10条9項	都道府県は、予防計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

北海道感染症予防計画の協議体制



※ 「医療体制専門部会」はR5年度の計画策定時のみ設置する。
 ※ 「感染症流行調査専門会議」は、今後、親会議において協議することとする。

今後の感染症予防計画（個別疾患）見直しのスケジュール（予定）



戦略班

感染症係

